

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなくても構いません。

しかし、学生の人は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる人は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**【所得の目安】**  
128万円＋（扶養親族などの数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、再度申請が出来ます。

来ます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望される場合は、必要事項を記入し、ご提出ください。

### □ 問い合わせ

- ・ 税務市民課  
☎ 内線242、244
- ・ 小田原年金事務所  
☎ 22・1391
- ・ ねんきんダイヤル  
☎ 0570・05・1165

## 国民健康保険税の仮算定

「仮算定」とは、前年中の所得が確定していないので、前年度の国民健康保険税額を基に、仮に決定することをいいます。詳しくは、通知書をご確認ください。

### 普通徴収の場合

普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の場合は、4・5・6月保険税の仮算定納税通知書を4月中旬に世帯主あてに送付します。世帯主自身が

国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合には世帯主が納税義務者です。

### 特別徴収の場合

特別徴収（年金天引き）の場合は、令和4年度6期（2月分）と同額を、4・6・8月の保険税額（仮算定）として引き続き特別徴収します。仮算定通知書は送付しません。

現在、特別徴収（年金天引き）により納付している、国民健康保険の世帯主が令和5年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移る世帯は、4月からの徴収方法が普通徴収による納付に変更になります。今回送付する仮算定納税通知書をご確認ください。

### 就職・退職などに伴う届出について

就職や退職などにより、会社の健康保険の被保険者（国民健康保険の資格の喪失）となった場合や、

被保険者でなくなった（国民健康保険の資格の取得）場合には、喪失または取得が発生した人の届け出が必要になります。国民健康保険の資格の喪失・取得は自動的に進行されませんので、該当する世帯は速やかに役場で手続きを行ってください。

普通徴収の納期（仮算定納税通知書を送付します）

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮算定				本算定							

特別徴収の納期（仮算定納税通知書は送付しません）

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮算定			本算定		

新しい健康増進施設

Well-being カフェ & 宿泊

「スタッフ求人及び協力者・仲間募集」説明会のご案内

夏オープン予定のカフェでメニュー作りから一緒に考えてくださる方、カフェ経営に興味のある方やカフェで仕事をしてみたい方対象の説明会です。

日時：2023年4月15日（土）①10:30～12:00 ②13:30～15:00  
場所：真鶴町真鶴786-1（以前Tikiがあった場所）

お電話またはメールでご連絡の上ご来店ください。

お問合せ 予防医学の株式会社 Y K C 担当直通 TEL：090-3932-4515 メール：mail@ykcgroup.com